#### 【電子版】



### 2024年 第25号 2024年9月2日

発行:自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

メール <u>info@jikosoren.jp</u> ホームページ→



# 地域別最低賃金 最賃を下回っていないか確認を

2024年度の地域別最低賃金の答申が出そろいました(下表)。改定額は、10月1日から11月1日までの間に順次適用となります。

## 2024年度地域別最低賃金

		2024 年度	引上 げ額	2023 年度	ランク
北海道		1010	50	960	В
青	森	953	55	898	С
岩	手	952	59	893	С
宮	城	973	50	923	В
秋	田	951	54	897	С
Щ	形	955	55	900	С
福	島	955	55	900	В
茨	城	1005	52	953	В
栃	木	1004	50	954	В
群	馬	985	50	935	В
埼	玉	1078	50	1028	A
千	葉	1076	50	1026	A
東	京	1163	50	1113	A
神奈川		1162	50	1112	A
新	潟	985	54	931	В
富	Щ	998	50	948	В
石	Ш	984	51	933	В
福	井	984	53	931	В
山	梨	988	50	938	В
長	野	998	50	948	В
岐	阜	1001	51	950	В
静	岡	1034	50	984	В
愛	知	1077	50	1027	A
三	重	1023	50	973	В
滋	賀	1017	50	967	В

		2024 年度	引上 げ額	2023 年度	ランク
	-1417				ъ
京	都	1058	50	1008	В
大	阪	1114	50	1064	A
兵	庫	1052	51	1001	В
奈	良	986	50	936	В
和歌山		980	51	929	В
鳥	取	957	57	900	С
島	根	962	58	904	В
岡	Щ	982	50	932	В
広	島	1020	50	970	В
Щ	П	979	51	928	В
徳	島	980	84	896	В
香	Ш	970	52	918	В
愛	媛	956	59	897	В
高	知	952	55	897	С
福	畄	992	51	941	В
佐	賀	956	56	900	С
長	崎	953	55	898	С
熊	本	952	54	898	С
大	分	954	55	899	С
宮	崎	952	55	897	С
鹿児	己島	953	56	897	С
沖	縄	952	56	896	С
全国加 重平均		1055	51	1004	

最高額は、東京都の1163円で、後に神奈川県の1162円、大阪府の1114円と続きます。あわせて16都道府県で1000円を超えました。

最低額は、秋田県の951円で、東京と比較すると212円もの差があり、地域間格差は相変わらず解消されていません。

今回、47都道府県で、50円~84円の引上げと、物価上昇を反映する過去最高の引き上げ幅となりました。タクシー業界は、今でも最賃違反が多い現状にあり、50円以上の引き上げとなれば違反がさらに増加することは明白です。月十数万円という賃金の場合、最賃法違反かどうか計算してみる必要があります。

自分の賃金が最賃を下回っていないか時間額に換算して確認しましょう。

## 最賃と賃金の比較方法

まず賃金のうち最賃の対象とならない賃金を差し引きます。

対象とならないのは、①臨時給・②一時金・③残業割増・④休日割増・⑤深夜割増・⑥家族手当、通勤手当、精皆勤手当と決まっています。これらを除いた額で最 賃額を上回らなければなりません。

賃金体系が歩合給の場合、時間額=歩合給÷総労働時間、固定給の場合、時間額=固定給÷月の所定時間(年平均)、歩合給と固定給の組み合わせの場合、それぞれ計算して足し合わせます。

例えば、残業なしの月170時間労働だった場合、秋田県では新しい最賃は16万1670円(170時間×951円)、東京都では19万7710円(170時間×1163円)となり、これ未満の賃金で労働させると法律違反となります。

使用者は差額を支払う義務があり、時効とならない過去3年まで遡って請求することができます(労基法115条)。